「改葬」の手順

※改葬にあたっては、事前に現在の墓地管理者と相談することをお勧めします

１．改葬許可申請書に必要事項を記入する

申請者は、原則現在墓地の使用者です。
それ以外の方が申請する場合は、下記まで
お問い合わせください。

２．改葬先及び現在の墓地管理者の証明印をもらう

・承認は原則各墓地・納骨堂管理者承認欄への記名押印ですが、改葬先については、別途添付書類で代用できます。詳しくは下記までお問い合わせください。

・印をもらう手続きの順序は問いません。申請書が複数枚にわたる場合には、必ず両者から、割り印も併せてもらうようにしてください。

３．沼津市役所で改葬許可を受ける

郵送で許可申請を行う場合は、申請書の
欄外に電話番号を記入するとともに、
返送先の住所と氏名を書き、切手を
貼付した返信用封筒を同封してください。

４．現在の墓地等から遺骨を引き取る

現在の墓地管理者に改葬許可証を
提示してください。

５．改葬先の墓地等に遺骨を埋蔵(収蔵)する

※無縁墓地等からの改葬には特別に必要な
手続きがありますのでお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉
沼津市役所　市民課　管理係
〒４１０－８６０１
静岡県沼津市御幸町１６－１
電話番号：055-934-4720